

## MAMORIO 盗難・紛失補償特約付盗難保険のご案内

### 補償内容のご案内・注意事項のご案内

- MAMORIO あんしんプランには、対象物が盗難・紛失した場合に補償が受けられる MAMORIO 盗難・紛失補償特約（以下「MAMORIO 特約」といいます。）付盗難保険が付帯されています。
- 以下 MAMORIO 特約付盗難保険の補償内容の概要を「補償内容のご案内」に、特にご注意いただきたい事項を「注意事項のご案内」に記載しています。MAMORIO あんしんプラン加入後に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- また、本書面は、MAMORIO 特約付盗難保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および MAMORIO 特約をご確認ください。
- ご不明な点については、NEARIZE 株式会社カスタマーサポート（TEL03-6479-0312）までお問い合わせください。

I	補償内容のご案内	MAMORIO 特約付盗難保険の補償内容について、特にご理解いただきたい事項を、この「補償内容のご案内」に記載しています。
---	----------	---

この MAMORIO 特約付盗難保険のご案内における主な用語についてご説明します。

被保険者	自己の所有物件に MAMORIO を取り付けている MAMORIO あんしんプラン会員をいいます。	補償期間	保険が適用される期間をいい、MAMORIO あんしんプラン登録日から 1 年後の午前 12 時までとします。
保険価額	補償の対象物件毎に、以下の【別表】の通り定めます。	保険金額	保険のご契約金額をいい、補償の対象物件毎に以下の【別表】の通り定めます。
対象物件 <sup>(※)</sup>	1. 財布（財布内の現金を含む） 2. かばん 3. 以下のいずれかの電子機器 ①電子辞書、②Wi-Fi ルーター、③携帯用音楽プレイヤー、④デジタルカメラ、⑤ノートブックパソコン、⑥携帯ゲーム機、⑦MAMORIO みまもり機能 Inside 付スマートウォッチ なお、携帯電話、スマートフォンまたは LTE 回線に接続されたタブレット端末は対象外となります。 4. カギ		

※1. 財布（財布内の現金を除きます）、2. かばん、および3. 電子機器に関しては、あんしんプラン加入時において、購入後 5 年以内の物件のみが対象物件となります。

#### 【別表】対象物件毎の保険価額および保険金額

対象物件	保険価額	保険金額
財布 <sup>(注2)</sup>	財布の購入価額および盗難・紛失当時の財布内の現金の額の合計額	30,000 円
かばん	かばんの購入価額	30,000 円
電子機器	電子機器の購入価額	20,000 円
カギ	同種のカギの再作成費用および対応する錠前の交換費用	20,000 円

(注2) 対象物件が財布の場合、財布内の現金も対象物件に含まれます。

#### 1 商品の仕組みおよび引受条件等

##### <1>商品の仕組み

- (1) MAMORIO 特約付盗難保険は、NEARIZE 株式会社 が契約者となり、MAMORIO あんしんプラン会員を被保険者として契約している MAMORIO あんしんプランに付帯される盗難保険です。
- (2) MAMORIO 特約付盗難保険の引受保険会社は、a u 損害保険株式会社となります。

##### <2>補償の内容等

- (1) 保険金をお支払いする主な場合（詳細は盗難保険普通保険約款・MAMORIO 特約をご確認ください）

保険金をお支払いする主な場合

対象物件が日本国内にある間に生じた対象物件の盗難または紛失による損害に対して、保険金を支払います。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合（詳細は盗難保険普通保険約款・MAMORIO 特約をご確認ください）

保険金をお支払いできない主な場合

- ① ご契約者、被保険者等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② ご契約者および被保険者の親族・使用人等が自ら行った、または加担した盗難による損害
- ③ 次の事故の際の盗難による損害
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、騒擾（じょう）、労働争議
  - ・地震、噴火、津波、風災、水災、雪害等の天災
  - ・火災、爆発、放射能汚染
- ④ 盗難のために生じた火災または爆発による損害
- ⑤ 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ⑥ 盗難発生後 60 日以内に知ることができなかった盗難による損害
- ⑦ 被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員が、対象物件について、MAMORIO あんしんプランに登録していなかった間に生じた盗難または紛失による損害
- ⑧ 被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員が、MAMORIO あんしんプラン会員規約に違反した結果生じた盗難または紛失による損害
- ⑨ 被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員が、あんしんプラン会員に対する NEARIZE 株式会社からの電池交換の推奨通知またはアプリ更新通知に応じなかった結果、トラッキングがおこなえなかった場合の盗難または紛失による損害

(3) お支払いする保険金の額（詳細は普通保険約款・MAMORIO 特約をご確認ください）

お支払いする保険金の額

【損害の額について】

- ・盗難または紛失にあった場合…盗難にあった物の保険価額を損害の額として、保険価額または保険金額のいずれか低い方の額を限度として保険金を支払います。
- ・盗難または紛失の結果生じた損傷、汚損…修理に要した費用。ただし、保険価額または保険金額のいずれか低い方の額を限度とします。

(注) いずれの場合も自己負担額（免責金額）3,000 円が適用されます。

(4) 補償期間（保険の有効な期間）

補償期間は、MAMORIO あんしんプラン加入後 1 年間となります。なお、お客さまの補償期間については、MAMORIO あんしんプラン加入者画面をご確認ください。

II	注意事項のご案内	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。
----	----------	---

1 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合、また、被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、保険金をお支払いできないことがあります。

2 調査について

保険の対象、その収容場所および施設ならびに保険の対象に関する帳簿その他の書類を調査させていただくことがあります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

### 4 万一、事故が発生した場合のご注意

#### (1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、遅滞なく NEARIZE 株式会社カスタマーサポート（TEL03-6479-0312）までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社である a u 損害保険株式会社（以下「a u 損保」）が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

#### (2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、a u 損保がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は盗難保険普通保険約款・MAMORIO 特約をご確認ください。

#### (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員は、<別表「保険金請求書類」>のうち a u 損保が求める情報・書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて、a u 損保から他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

#### (4) 保険金のお支払時期

a u 損保は (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類を提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、a u 損保は普通保険約款・MAMORIO 特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は事故のご連絡の際に、a u 損保からご案内する a u 損保窓口（以下「a u 損保窓口」）までお問合わせください。

#### (5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員の親族が代理人として被保険者である MAMORIO あんしんプラン会員に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は a u 損保窓口までお問合わせください。

#### (6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は盗難保険普通保険約款・MAMORIO 特約をご確認ください。

### 5 対象物件に対する盗難・紛失補償の終了

次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、その事実が発生した時から、対象物件に対する盗難保険普通保険約款および MAMORIO 特約に基づく盗難・紛失の補償は終了します。なお、この規定は対象物件ごとに適用されます。

- ① 対象物件について保険金を支払った場合
- ② 被保険者であるあんしんプラン会員が、あんしんプランを解約した場合

<別表「保険金請求書類」>

補償の対象	提出を要する情報・書類の例	
対象を問わず必須提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺失物（盗難）届を出した警察署と番号</li> <li>・MAMORIOに登録した写真データ</li> </ul>	
財布および財布内の現金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財布の製造業者等価格がわかる情報</li> <li>・財布内の現金の金額</li> </ul>	具体的には、補償の対象に関する以下の様な書類。 i) 領収書 ii) 保証書 iii) クレジット請求書控え* *クレジットカードによる決済の場合。
カバン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カバンの製造業者等価格がわかる情報</li> </ul>	
電子機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー保証書等電子機器の価格がわかる情報</li> </ul>	
カギ（錠前を交換する場合は、錠前交換費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カギの再作成費用の請求書（錠前を交換する場合）</li> <li>・錠前交換費用の請求書</li> </ul>	

事故時の書類に関しては、案件ごとに個別に引受保険会社である a u 損害保険株式会社をご案内します。

<p>指定紛争解決機関について</p>
<p>a u 損保との間で問題を解決できない場合は</p>
<p>a u 損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。a u 損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p>
<p>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p><b>03-4332-5241（全国共通）</b></p> <p>※受付時間【平日 AM9:15～PM5:00（土日祝日および年末年始を除きます）】</p> <p>※携帯電話からもご利用いただけます。</p> <p>※おかけ間違いにご注意ください。</p> <p>※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。</p> <p><a href="https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html">https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html</a></p>